## 8 助成対象経費

助成対象となる経費は、助成対象として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費です。 《助成対象経費一覧》(p9)に掲げる経費であり、以下の(1)~(6)の条件を全て満たす必要があります。消費税や手数料等、間接経費は除きます。

- (1) 助成対象期間内に、助成事業者名義(申請書と同一の名義)で契約・実施・支払いが完了した経費 ※ 小間の申込(契約)のみ助成対象期間前に行っているものも対象であるが、交付決定日前に支払いまで完了している場合は助成対象外。 ※ EC サイト出店登録は、交付決定日から3か月以内に初期登録し、助成対象期間内に出店するもの、かつ完了検査で出店の確認ができる場合に限る。
- (2)対象経費の内訳(使途、単価、仕様、数量等)が報告書類\*(写真、証憑類等)により確認可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費
  - ※ 報告書類は、日本語もしくは英語表記(=日本語訳をつけたもの)に限る。
- (3) 生業かつ**主要**業務とする業者(専門業者)へ、代理店等を介さずに直接委託・契約・支払いし、その 委託先業者が業務の全部又は大部分を実施した経費
  - ※ 生業かつ主要業務内容の確認は、一般公開された委託先企業の自社 web サイトにより行う。限定公開ページや他社サイト上の紹介、SNS 等は対象とならない。 ※ 助成事業者が委託した業者からさらに別の業者に業務の全部又は主要業務が委託されている場合(= 再委託)は助成対象とならない。
- (4) 助成事業者と資本関係のある会社(親会社・子会社・グループ企業等)・助成事業者の役員等(これに準ずる者を含む)が経営又は兼務している会社・代表者の親族(三親等以内)・代表者の親族が経営する法人等への委託には該当しない経費
- (5) 助成事業者名義の金融機関口座から日本円で振込払いした経費
  - ※ 法人が個人名義又は個人口座から振込を行った場合や、関連会社経由で振り込んだ場合等、助成事業者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない経費は 助成対象とならない。
- (6)展示会参加費のうち出展小間料又はオンライン出展料、又は EC サイト出店初期登録費の申請があること
  - ※ 販売促進費のみの申請は不可。(実績報告時に、結果的に出展小間料・オンライン出展料・EC サイト出店初期登録費のいずれも助成対象外と判断されて0円となった場合、販売促進費は助成対象外)
  - ※ 展示会参加費における資材費・輸送費のみの申請は不可。(実績報告書提出後に行われる審査の結果、出展小間料が助成対象外として0円となった場合、その他の展示会参加費(資材費、輸送費)も助成対象外となる。

交付決定日<mark>以降</mark>に、契約<sup>※</sup>・実施・支払いをする経費のみが助成対象です。

※ 例外として「小間の申込」のみ交付決定目前に行っても対象としますが、交付決定目前に支払済の場合は対象とできません。

出展にかかる経費の全てが助成の対象となるわけではありません。

自費で準備する部分と、助成の範囲内に収める部分とを見極めて実施計画を立てましょう。

